

総合評価方式入札における評価基準の改正について

練馬区では、災害時における工事体制確保および強化の観点から、総合評価方式入札の評価基準を一部改正します。

総合評価方式入札は、価格点、施工能力評価点および地域貢献等評価点の合計が最も高い事業者を落札者とする入札方式です。地域貢献等評価点のうち、災害協定評価点に係る評価基準を、以下のとおり改正します。

災害協定評価点に係る評価基準

【令和8年6月30日まで】

- ・「災害時応急対策に関する協定の締結がある事業者」について1点を加点
- ・「災害時応急対策に関する協定の締結があり、同協定に基づく、当年度またはその前3年度内に災害時の活動実績を有する事業者」については、2点を加点

【令和8年7月1日から】

- ・「災害時応急対策に関する協定の締結がある事業者」について1点を加点
- ・「災害時応急対策に関する協定の締結があり、同協定に基づく、入札参加希望申請日の属する年度前2年度内に、災害時の活動実績を有する事業者」については、2点を加点
- ・「災害時応急対策に関する協定の締結があり、入札参加希望申請日の属する年度の前2年度内に、区の主催する災害訓練の参加実績を有する事業者」については、2点を加点（新設）
- ・「災害時応急対策に関する協定の締結があり、入札参加希望申請日の属する年度の前2年度内に、区の主催する災害訓練の参加実績を有し、更に同協定に基づく、災害時の活動実績を有する事業者」については、3点を加点（新設）

※改正後の評価基準については、令和8年7月1日以降に区が公表または公告を行う工事案件において適用します。

※今後総合評価方式入札の公表または公告を行う際には、改めて改正後の評価基準についてご案内いたします。